平成２９年（再イ）第５１号
徳島県吉野川市鴨島町喜来446番地
再生債務者　岸田顕司朗
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月10日まで
平成30年４月12日　　徳島地方裁判所民事部
平成３０年（再イ）第１３号
神戸市長田区蓮宮通２丁目10番地の６
再生債務者　川上　純江
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月８日まで
平成30年４月17日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成３０年（再イ）第６号
兵庫県宝塚市光明町３番５―212号
再生債務者　坊野　悠太
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月８日まで
平成30年４月17日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２９年（再イ）第２２号
愛媛県西条市北条1232番地３　プラザハイツシンデン203号
再生債務者　野村　千鶴
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月９日まで
平成30年４月18日　松山地方裁判所西条支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第２４号
青森県八戸市大字新井田字風渡18番地
再生債務者　番沢　裕幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年３月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年４月18日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第５８号
大阪市西成区松２丁目３番５号
再生債務者　吉岡　伸卓
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第２号
川崎市宮前区菅生６丁目32番20―201号
再生債務者　八田　鉄也
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成３０年（再ロ）第５号
神奈川県横浜市戸塚区原宿５丁目２番20―203号
再生債務者　高瀬　憲徳
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月30日から平成30年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第１０号
大阪市浪速区大国１丁目７番20号　シャトー藤　４Ａ号
再生債務者　田中　正明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月15日まで
平成30年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（再ロ）第４号
香川県高松市多肥下町1555番地９　サーパス太田公園308
再生債務者　川上　泰孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月16日まで
平成30年４月18日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２９年（再ロ）第２号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の190
再生債務者　岸本　憲明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月21日まで
平成30年４月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第９号
大阪府泉大津市なぎさ町２番５―404号
再生債務者　山田健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成３０年（再ロ）第１号
石川県小松市今江町ち186番地　信開ガーデンコート今江　303号
再生債務者　菅洞　輝芳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月18日　金沢地方裁判所小松支部
平成３０年（再ロ）第１号
愛知県安城市今池町２丁目２番13号　コープ野村新安城南弐番館404
再生債務者　八木　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 30 年３月 30 日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　石井　啓一

第29条第１項の表中「35.00/1,000」を「38.60/1,000」に、「5.82/1,000」を「7.47/1,000」に、「33.27/1,000」を「36.79/1,000」に、「36.73/1,000」を「40.41/1,000」に、「70.00/1,000」を「77.20/1,000」に、「11.64/1,000」を「14.94/1,000」に改め、同条第２項の表中「35.00/1,000」を「38.60/1,000」に、「5.82/1,000」を「7.47/1,000」に、「36.73/1,000」を「40.41/1,000」に改め、同条第３項中「35.00/1,000」を「38.60/1,000」に、「33.27/1,000」を「36.79/1,000」に、「36.73/1,000」を「40.41/1,000」に、「0.51/1,000」を「0.55/1,000」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。
2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。